

一般社団法人 日本甲冑武具研究保存会

定 款

定 款

第 1 章 総 則

【名 称】

第1条 この法人は、一般社団法人日本甲冑武具研究保存会 と称する。

【事務所】

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都に置く。

第 2 章 目的及び事業

【目 的】

第3条 この法人は、日本古来の甲冑武具の保存及び研究調査を行い、我が国固有の文化の継承と振興に寄与することを目的とする。

【事 業】

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本古来の甲冑武具の研究調査
- (2) 甲冑武具の保存並に修理に関する助言
- (3) 研究会、講演会及び展覧会等の開催
- (4) 機関誌の発行
- (5) 甲冑武具審査会の実施
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、日本国内及び海外において行なうものとする。

第 3 章 会 員

【会員種別】

第5条 この法人の会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 法人会員 この法人の目的に賛同して入会した団体
- (3) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した学生

- 2 前項の会員のうち正会員及び法人会員をもって一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号、以下「法」という。）に定めるの社員とする。

【入会】

第6条 この法人の会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 入会資格は以下の要件を満たし、表明する者とする。
- (1) 本会の趣旨及び目的に賛同する個人または法人で、会員規則を遵守する者
 - (2) 入会申込書を提出し、同書提供した情報が真実である者
 - (3) 入会金及び年会費を遅延なく納めることを誓約する者
 - (4) 暴力団及び暴力関係者並びに暴力団関係企業等の反社会的勢力に所属していない者

【入会金及び会費】

第7条 この法人の入会金及び会費は総会の決議をもって別に定める。ただし、この条項は、入会金及び会費の有無及び額を、総会の決議により、理事会もしくは役員の定める規程に委ねることを妨げない。

- 2 既納の入会金及び会費はいかなる事由があっても返還しない。

【会員の特典】

第8条 会員は、理事会の承認を得ることにより、この法人が発行する機関誌の配布及び、この法人が推薦する図書の優先配布をうけることができると共に、甲冑武具の鑑定を受け、修理保存の助言を受け、その他甲冑武具研究及び保存に適切な者の紹介等の特典を受けることができる。

- 2 法人会員は、理事会の承認を得ることにより、次の特典を受けることができる。
- (1) 各種催事の紹介や HPへのリンク
 - (2) イベント時の甲冑飾付やパンフレット等への解説執筆協力
 - (3) 鏡開き式参加への案内
 - (4) 機関誌の三冊無料配布
 - (5) 会誌への会員名の記載
 - (6) 広告掲載料の割引

【退会】

第9条 会員は、理事会において定める様式の届を提出することにより、いつでも退会することができる。

【除名】

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、第19条第2項に規定する総会の決議により除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日から1週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。
- 3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

【会員資格の喪失】

第11条 会員は、次のいずれかに該当するときはその資格を喪失する。

- (1) 会費を1年以上滞納したとき
- (2) 総会員の同意があるとき
- (3) 死亡又は解散したとき
- (4) 第10条の規定により除名されたとき

第4章 総会

【構成】

第12条 総会は、正会員及び法人会員をもって構成する。

【权限】

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任並びに理事の任期の短縮
- (3) 役員の報酬等の額及びその支給基準
- (4) 法第113条に規定する役員の責任の一部免除
- (5) 退職慰労金支給（前号による責任の免除を受けた者を含む。）

- (6) 定款の変更
 - (7) 事業の全部又は一部の譲渡
 - (8) 解散及び継続
 - (9) 合併契約の承認
 - (10) 第57条に規定する残余財産の帰属の決定
 - (11) 役員が総会に提出し、又は提供した資料を調査する者の選任
 - (12) 第15条第4項に定める請求請求により招集された総会における、法人の業務及び財産の状況を調査する者の選任
 - (13) 入会金及び会費の納入の義務の有無及び額
- 2 総会は、前項第11号又は第12号に掲げる事項を決議する場合を除き、あらかじめ総会の目的として通知された事項（以下、この定款において、「議題」という。）以外の項目について決議することはできない。

【開 催】

第14条 通常総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に、臨時総会は必要に応じて隨時に、開催する。

【招 集】

- 第15条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。
- 2 総会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。
- (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 議題
 - (3) 総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することとするとときは、その旨、並びに、総会参考書類に記載すべき事項及び議決権行使の期限
 - (4) 代理人による議決権の代理行使について、委任状その他の代理権を証明する方法及び代理人の数その他の代理人による議決権の行使に関する事項
- 3 総会を招集する場合に、その議題に、役員の選任、役員の報酬、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかを含むときには、理事会は、議案が確定している場合にはその議案を、議案が確定していないときはその旨を、あらかじめ、会員に伝えるものとする。
- 4 会員は、自身を含めて総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員の賛同を得て、会長に対し、及び招集の理由を示して総会の招集を請求することができる。

【招集通知】

第16条 総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができるこことするときは、会員に対し、法第41条第1項に規定する書類を添付して召集の通知をする。

【議長】

第17条 総会の議長は、会長とする。

【議決権】

第18条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

【決議】

第19条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行なう。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、総会員の半数以上でかつ総会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行なう。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 法第113条第1項に規定する役員の責任の一部免除
 - (4) 定款の変更
 - (5) 事業の全部の譲渡
 - (6) 解散
 - (7) 合併契約の承認
 - (8) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

【議決権の代理行使】

第20条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。その場合においては第19条の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

【書面による議決権行使】

第21条 理事会が第15条第2項(3)号の決議をしたときは、総会に出席できない会員は、第16条第2項に規定する議決権行使書をもって議決権を行

使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第19条の議決権の数に算入する。

【決議の省略】

第22条 役員又は会員が総会の議題につき議案の提案した場合において、会員の全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたときは、第16条乃至前条にかかわらず、その議案を可決する総会の決議があつたものとみなす。

【議事録】

第23条 総会の議事については、法第57条第1項乃至同条第3項の規定に従い、議事録を作成し、備えおく。

第5章 役員等

【役員の設置】

第24条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 25名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、2名以内を専務理事、7名以内を常務理事とする。
- 3 会長をもって法第77条第3項にいう代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事を、理事会の決定により、同法第91条1項第2号に定める理事（以下、「業務執行理事」という。）とするものとする。

【役員等の選任】

第25条 役員は、総会の決議により選任する。

- 2 監事の選任に関する議案を総会に提出する場合は、監事の同意を受けなければならない。
- 3 会長、副会長、専務理事、及び常務理事は、役員の互選によって理事の中から選定する。

【役員の資格】

第26条 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

- 2 法第65条第1項に規定する者は、総会の決議にかかわらず、役員になることができない。

【理事の職務及び権限】

- 第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐して業務を執行し、会長に事故があるときは理事会があらかじめ指名した順序によって、その業務を代行する。
 - 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基づきその事務に従事し、総会の決議した事項を処理する。
 - 5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、日常の事務を分掌する。
 - 6 会長及び業務執行理事は毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

【監事の職務及び権限】

- 第28条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

【役員等の任期】

- 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 役員は、その次により第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
 - 5 役員については、再任を妨げない。

【役員の解任】

第30条 役員は、総会の決議によって解任することができる。なお、監事を解任する場合は、第19条第2項の決議に基づいて行わなければならない。

【報酬等】

第31条 役員の報酬については総会で定める。ただし、格別に総会が報酬を定めないときは、無報酬とする。

- 2 常勤の理事並びに非常勤の理事及び監事に対する報酬の定めは、総会の決議により、種類、金額の算定方法、支給の方法及び形態が明らかになるように定めることができる。
- 3 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 本条第1項及至第3項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める「役員等の報酬等の支給基準並びに費用に関する規程」による。

【理事の競業及び利益相反取引の制限】

第32条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において当該取引における重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために、この法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
 - (2) 理事が自己又は第三者のために、この法人と取引をしようとするとき。
 - (3) この法人が、理事の債務を保証すること。その他、理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき
- 2 前項の取引をした理事は、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

【損害賠償責任】

第33条 役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 理事が前条第1項の規定に違反して同項第1号の取引をしたときは、当該取引によって理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額とみなす。
 - 3 前条第1項第2号又は第3号の取引によってこの法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠ったものとみなす。
 - (1) 前条第1項の理事
 - (2) この法人が当該取引をすることを決定した理事
 - (3) 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事
- 4 役員は、その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったとき、

これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

【顧問 参与 評議員】

- 第34条 この法人に任意の機関として顧問及び参与を各11名まで置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
 - 3 顧問及び参与は、重要な事項について、会長の諮問に応ずる。
 - 4 この法人に、任意の機関として、評議員を置くことができる。
 - 5 評議員は理事会で選出し会長が委嘱する。任期は2年とする。
 - 6 評議員は、評議員会を組織し、会長の諮問に応ずる。
 - 7 顧問、参与及び評議員の報酬は、無償とする。但し、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

【名誉会長・名誉顧問】

- 第35条 この法人に名誉会長と名誉顧問を若干名置くことができる。
- 2 名誉会長と名誉顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
 - 3 名誉会長と名誉顧問は、この法人の象徴的行為を行うものとし、役員を兼ねることはできない。
 - 4 名誉会長と名誉顧問は、無報酬とする。ただし、前項の行為を行うために要する費用の支払いをすることができる。

【委員会】

- 第36条 この法人に、業務を責任ある理事会体制のもとに推進するために、理事会はその決議により委員会を設置することができる。
- 2 委員会の名称及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

第 6 章 理 事 会

【構 成】

- 第37条 この法人に、理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

【権 限】

- 第38条 理事会は、次の事項を決議する。

- (1) 総会の招集に関する事項
- (2) 会長の選定及び解職
- (3) 副会長、専務理事、常務理事の選定及び解職
- (4) 重要な財産の処分及び譲受け
- (5) 多額の借財
- (6) 重要な使用人の選任及び解任
- (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更、廃止
- (8) その他この法人の業務の執行に関する事項（総会の決議を要する事項を除く）

【招 集】

第39条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を召集する。

【議 長】

第40条 理事会の議長は会長とする。

【決 議】

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

【決議の省略】

第42条 会長及び理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がこの提案に異議を述べたときはこの限りではない。

【議事録】

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印をする。

第 7 章 事務局

【事務局】

- 第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 職員の任免は、会長が行なう。ただし、重要な職員の任免は、理事会において行う。
 - 3 職員は、会長の定めにより、有給とすることができる。
 - 4 事務局の組織、内部管理に必用な規則その他については、理事会が定める。

第 8 章 個人情報の保護及び情報公開

【個人情報の保護】

- 第45条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に努めるものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な処置・事項は、理事会の決議により別に定める。

【情報公開】

- 第46条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するために、会の活動状況、運営状況、財務資料等を公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

第 9 章 資産及び会計

【基本財産】

- 第47条 この法人の基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産で、理事会が定めた財産とする。
- 2 次に掲げる財産は、その性質に応じて基本財産に付加する。
 - (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (2) 理事会が基本財産に繰り入れることを決議した財産
 - 3 この法人が公益法人認定法による公益認定を受けたときは、その認定の日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を公益目的事業に使用するものとする。

【基本財産の維持及び処分等の制限】

- 第48条 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 この法人の目的である事業の遂行上、やむを得ない理由により基本財産の一部を処分・除外しようとする場合又は担保に提供しようとする場合は、事前に理事会における承認を要する。

【事業年度】

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【事業計画及び収支予算】

第50条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとし、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第1項の書類（変更する場合の書類を除く）については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

【事業報告及び決算】

第51条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
(6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第（1）号、第（3）号、第（4）号、第（6）号の書類については、通常総会に提出したうえで、前条第（1）号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、「監査報告」「理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類」「運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類」を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び役員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

【公益目的取得財産残額の算定】

第52条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項の書類に記載するものとする。

【剰余金の処分制限】

第53条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。
2 会員に剰余金の分配をする総会の決議は無効とする。

第 10 章 定款の変更及び解散

【定款の変更】

第54条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

【解 散】

第55条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

【公益認定の取消し等に伴う贈与】

第56条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

【残余財産の帰属】

第57条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

【公告の方法】

第58条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補 則

【委 任】

第59条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必用な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

【訴訟管轄】

第60条 この法人に関する訴訟の管轄裁判所は主たる事務所の所在地の管轄裁判所と定めるものとする。

附 則

1. この定款は、公益法人の認定の日から施行する。 (令和〇年〇月〇日)